

出来事（2019年10月）

1. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

10月11日、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案（閣法）が、衆議院に提出され、10月28日、農林水産委員会に付託されました。

- ・農林水産物・食品輸出本部の設置（本部長：農林水産大臣）
- ・国等が講ずる輸出を円滑化するための措置
- ・輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20009005.htm

2. 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（10月9日）

- 1) 政令第121号：令和3年（2021年）6月1日に施行。
- 2) 政令第122号：「小規模な営業」の規定を加えること等。
- 3) 政令第123号：関係施行令の整備及び経過措置。

3. 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（案）」について（パブコメ：9月11日～10月10日）

1) 改正の趣旨 本省令案は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の一部の施行に伴い、関係省令の規定の整備を行う。「食品の営業規制に関する検討会」のとりまとめ等を踏まえ、食品衛生法施行規則等の改正を行う。

2) 改正の内容

① 改正法による改正後の食品衛生法第54条の公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く）であって、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を次のとおり定めることとする。

イ 共通基準 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案による改正後の食品衛生法施行令に規定する営業許可業種のうち、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、これを販売する営業及び集乳業を除く全ての営業許可業種に共通して求められる基準は、次に掲げる項目について定めることとする。

- ・衛生的な作業を実施するために必要な広さ、区画、構造及び設備
- ・衛生的な作業を実施するための機械器具 等

ロ 営業許可業種ごとの基準

イに加え、営業許可業種ごとに求められる基準を定めることとする。

ハ 生食用食肉又はふぐを取り扱う営業の基準 上記イ及びロに加え、生食用食肉の加工若しくは調理又はふぐを処理する営業について、基準を定めることとする。

② 政令において厚生労働省令で定めることとされた魚介類競り売り営業の行う取引の方法は、次のとおりとする。 イ 競り売り ロ 入札による取引 ハ 相対による取引

- ③ 政令案において厚生労働省令で定めることとされた乳製品製造業において製造される乳を主原料とする食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令
- ④ 政令案において厚生労働省令で定めることとされた密封包装食品製造業の対象とならない食品は次のとおりとする。 イ 食酢 ロ はちみつ
- ⑤ 改正法による改正後の法第 55 条第 1 項の規定により営業の許可を受けようとするものが申請書に記載する事項は次のとおりとする。（以下省略）

4. 食品添加物の規格・基準の改定 厚生労働省

食品添加物公定書追補作成のための意見募集が実施されました。（10月21日まで）

1) 新たに成分規格を設定する 9 品目：

没食子酸、ジャマイカカシヤ抽出物、ヒアルロン酸、グルコサミン、ヒマワリ種子抽出物、酵素処理レシチン、ゲンチアナ抽出物、塩水湖水低塩化ナトリウム液、コメヌカロウ

2) 成分規格を改正する 10 品目等

L-グルタミン酸カルシウム、ラカンカ抽出物、プロピレングリコール脂肪酸エステル、アスパルテーム、二酸化チタン、キサントガム、アルギン酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水、テルピネオール、試薬・試液

5. 「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて」（2019年2月8日付け環自野発第1902081号環境省自然環境局長通知）の一部改正について（9月24日）

情報提供は書類を提出することにより行うものとし、当該書類の提出先は施行規則第 41 条第 1 項の区分に準ずる。当該書類の提出先が環境省以外の場合、当該書類を提出するときは、その写し一通を添付するものとする。当該書類及びその写しを受理した官庁は、遅滞なく、当該写しを環境省に送付するものとする。

- ・研究開発段階 → 文部科学省
- ・その他 → 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣であって当該生物である物の生産又は流通を所管する大臣

6. ゲノム編集技術応用食品の上市の準備 厚生労働省

厚生労働省のホームページの遺伝子組換え食品のページに「ゲノム編集技術応用食品等」が設けられました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bio/index_00013.html

尚、表示については、「遺伝子組換え技術応用食品」に該当する場合は、厚労省の審査を経て、その旨を表示します。該当しない場合は、厚労省に届出が必要ですが、表示の義務はありません。

7. 食品添加物の表示の改定 消費者庁.

11月1日の第6回検討会で、主に論点3（「無添加」表示）について審議されたとのこと。また、論点1（一括名、簡略名・類別名）、論点2（用途名）、論点4（栄養強化目的）についても意見が出されたとのこと。

8. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 10月の新たな出荷制限はありません。

9. カビ毒シトリニン

先月の「報告書」で、英国食品基準庁毒性委員会（UK FSA COT）の「討議資料」について、以下のように報告しました。

英国食品基準庁毒性委員会（UK FSA COT）は、乳幼児の不純物のリスクのレビューを進めています。カビ毒シトリニンについて20 μ g/体重/日に基づく「ヒトにおける腎毒性の懸念がないレベル0.2 μ g/体重/日」よりも暴露量は下回っているため、腎毒性に対する毒性学的な懸念事項はないが、遺伝毒性と発がん性への懸念を排除することはできないとしています。尚、シトリニンは、IARCで「Group 3」に分類されています。

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/tox20195405mycotoxinsadditionalinformation.pdf>

シトリニン暴露原の一つである紅麹色素について、厚生労働省の摂取量調査からは、以下のように推定され、十分な安全マージンがあります。しかし、紅麹色素含有食品（カニカマ等）を多量に摂取する場合及び紅麹色素以外の暴露原となり得る食品からのシトリニンの暴露による安全マージンの検証が必要です。場合によっては、紅麹色素のシトエイニンの限度値を下げることとなります。

○厚生労働省の紅麹色素の摂取量：959トン

紅麹色素中のシトリニンの限度値（食品添加物公定書）：0.2 μ g/g（色値50換算値）

10. Dr Yayoi Tsujiyama：食品安全、食品取引と交渉における公正さを扱う全ての関係者のための学習の源 Dr Yayoi Tsujiyama: a source of learning for all those who deal with food safety, fair practices in food trade and negotiation 13/10/2019

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1238158/>

CCASIA 会合の後、Codex 事務局は Dr Yayoi Tsujiyama が 10 月初めに農林水産省を退職したことを知った。2014～2017 年には Codex の副議長を、2011～2014 年には CCASIA の調整者として、多面的に食品安全の会合に携わった。Codex への多大な貢献に感謝する。（FAO の CODEX ホームページの写真入りの記事）

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1238158/>

11. 第90回コーデックス連絡協議会

9月23日からインドのゴアで開催された第21回アジア地域調整部会（CCASIA）での主な議題であった「地域規格」の策定に関する報告がなされました。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/90.html>

12. 世界食糧デー 10月16日 **OUR ACTIONS ARE OUR FUTURE**

テーマ：飢餓ゼロの世界のための健康的食生活

<http://www.fao.org/world-food-day/en/>

13. ヒスタミン中毒の可能性のための自主回収（米国FDA 10月18日）

Mical Seafood, Inc.は、ヒスタミン中毒の可能性があるととして、冷凍・天然のキハダマグロ製品の自主回収的を開始したとのことです。

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/mical-seafood-inc-voluntarily-expands-tuna-recall-possible-scombroid-poisoning>

14. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社リターサトレーディングがイタリアから輸入した「チョコレート類」の行政検査で、三二酸化鉄の使用による使用基準不適合（対象外使用）とされ廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・デーシーマジパン株式会社が英国から輸入した「その他のベーカリー製品」の行政検査で、ソルビン酸カリウムの使用による使用基準不適合（対象外使用）とされ廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・株式会社ココバジャパンがシンガポールから輸入した「スナック菓子類」の命令検査で、41～54mg/kgのシアン化合物が検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2019年11月2日）